

令和元年度 第3回浜松市環境影響評価審査会 会議録

1 開催日時 令和元年10月9日(水) 午後1時00分から午後2時40分

2 開催場所 シルバー人材センター2階 大会議室

3 出席状況

審査会委員

	雨谷 敬史	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	会長
	岡田 恭明	名城大学 理工学部 教授	
○	加須屋 真	常葉大学 社会環境学部 非常勤講師	
	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学 副学長	
○	木寄 暁子	静岡大学 理学部 准教授	
	小杉山 晃一	常葉大学 社会環境学部 准教授	
○	酒井 奨	一般財団法人エネルギー総合工学研究所 主管研究員	
○	谷 幸則	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	
○	土屋 智	静岡大学 農学部 名誉教授	
	橋本 啓史	名城大学 農学部 准教授	
○	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	副会長
○	宮崎 一夫	遠州自然研究会 事務局長	
	向井 貴彦	岐阜大学 地域科学部 准教授	
○	横田 久里子	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	

事務局

環境政策課	藤田環境部次長(環境政策課長)、嶋野専門監(課長補佐)、足立主幹、今井主任、内山主任
環境保全課	秋山主任、南堀
エネルギー政策課	江馬産業部副参事

4 傍聴者 4名(報道2名を除く)

5 議事内容

- ① (仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書に関する市長意見(案)について
- ② (仮称) 天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書に関する市長意見(案)について

6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 内山主任

7 記録の方法 発言者の要点記録

8 会議記録 有(公開)

1. 開会

2. 議事 会議の成立について

事務局（藤田次長） 《配布資料確認》

配布席次表について、出席予定だった向井委員が急遽都合により欠席との連絡をいただいている。本日は審査会委員 14 名中 8 名の出席をいただいております。過半数に達しているため、浜松市環境影響評価条例第 60 条第 2 項により、審査会が成立する。

これからの議事進行については、浜松市環境影響評価条例第 60 条第 1 項により「会長が会議の議長となる」こととなっているが、本日は雨谷会長が欠席のため、平井副会長にお願いします。

平井副会長 審議の前に、本審査会の公開について、各委員の了承をいただきたい。本日の審議会では、個人情報等の非公開情報を審議する予定がないため、議事を公開することにしてよいか。

全委員 （異議なし）

平井副会長 また、本日の会議録は、事務局で作成し、浜松市附属機関の会議録の作成および公開に関する要綱に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

①（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書に関する市長意見(案)について

平井副会長 それでは審議に入るが、審議事項①の前に、計画段階環境配慮書に関する市長意見の作成方針について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料 1-1》、資料 1-2 に基づき説明》

平井副会長 市長意見作成の方針について、手続きの流れも含め説明があったが、何か質問や確認はあるか。

各委員 （質問無し）

平井副会長 それでは、審議事項①ウインドパーク天竜風力発電事業計画段階環境配慮書に関する市長意見(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料 2》に基づき説明》

平井副会長 意見案は全般事項、個別事項と二段になっているが、関連する部分もあるため特に区別することなく審議していく。お気づきの点や前回審議の内容の反映など、ご意見いただければと思う。

酒井委員 累積影響の評価について、事業者の情報収集だけでなく、情報の共有や地域住民への情報発信などの趣旨が盛り込めるとより良い。

平井副会長 今回の事業は場所が近く、累積影響については前回の審議でも意見があったが、事業者間の情報共有が重要になってくる。

事務局 事業者間の情報共有については、配慮書以降手続きが進行して計画熟度に差が生じて

きたとき、どこまでを求めることが出来るのか難しい。また、事業者側の立場では調査の結果得られた情報は企業秘密ということもあり、国内の類似案件を見ても、情報交換に協力的とは言えない状況にある。

酒井委員 仮に、どちらかの事業者が調査の過程で、例えば希少種などに関する重要な情報を得たとき、それが共有されないのでは問題がある。

横田委員 事業者側に過度な負担をかけることへの懸念もあるが、審査会の趣旨として、情報共有の重要性については指摘しておくべき。

木寄委員 今後風力発電事業が増えていく可能性もあり、なおさら重要になっていくものと考えられる。

宮崎委員 情報共有の重要性については各委員の意見のとおりだが、情報の種類によっては共有が可能ではないか。例えば、調査過程で把握した希少植物の生育についての情報を近隣事業者が共有することは、調査の精度を上げるため重要である。一般への情報共有は採集圧など別の問題があるため分けて考えなければならないが、事業者の調査精度を上げるため、重要な点について情報共有を促す指導をするのは良いと思う。

平井副会長 経験上、我々審査会がそういった部分の調整役を担う必要があると考える。二つの案件が同時に進行しているとき、方法書や準備書の段階の審査会で「こちらのこういう点が優れている」など指摘することも出来る。

とはいえ、良い情報があるのであれば、地域のためにも事業者には出来る範囲での情報交換をお願いしたい。

事務局 意見の文言について検討する。
他に案作成に当たって議論があった点として、事業の周辺区域の考え方について、どの程度の範囲とみるべきか、委員の御意見を伺いたい。

宮崎委員 最低限、音の聞こえる範囲は周辺に含まれるべき。見える範囲は地形によって違うため、場所によって異なるのではないか。また、人や住居との距離、動植物との距離など、対象によって違う設定になる。

横田委員 類似案件でよく取り上げられる項目として渡り鳥が挙げられる。専門ではないが、こうした鳥類は移動経路に障害物があると回避をすると聞く。そういった行動について、回避する距離などデータがあれば参考に出来ると考えられる。

平井副会長 周辺とは、環境影響評価では一般的に、事業実施想定区域を指すのではないか。

土屋委員 項目ごと具体的に書いたほうが分かり易くなる。また、フォトモンタージュなどは、事業者が作る資料では自社の風車のみ反映したものになるが、見る側にとっては全体が問題になる。

酒井委員 ウインドパーク天竜風力案件と、配慮書 2.2-23 にある熊風力発電事業、天竜風力発電事業の位置関係についてはどうか。事業実施想定区域に重なりがあるようであれば、情報の共有が必要と考える。

事務局 今回配慮書の提出された2案件は、天竜川をはさんで南西にウインドパーク天竜風

力、北東に天竜風力案件が位置する。熊風力案件はウインドパーク天竜風力の南側に位置するが、いずれも事業実施想定区域の重なりはない。

平井副会長 意見が出そろったようなので、事務局には以上の議論を踏まえての意見調整をお願いして、他の項目についての議論に移る。

土屋委員 千葉の台風（令和元年台風第15号、9月9日上陸）による高圧鉄塔への被害状況を見ると、異常な強風に対する備えは現状の設計基準60m/sで十分なのかという不安がある。今般台風が強大化し、60m/sを超える風が想定されるのであれば、そういった面の指摘、例えば全般事項の2『最新の設備や知見』に、『自然災害』などの表現を加え、地震や台風に対する安全を読み取れるように出来ないか。

事務局 風力発電施設には建築基準法やそれに類する基準があるが、それ以上を求めるということか。今般の強大化する災害への備えに関して、『最新の設備や知見』には、そういった面も含まれると考えている。

横田委員 加えて、個別事項3に地滑り等の恐れについての記載があるが、地域で既に土砂災害の懸念があるのであれば、風雨災害を含めた配慮について記載があってもよい。

宮崎委員 バードストライクの懸念について、新しい知見として、事故情報の収集や、それに応じた風車の停止、コントロールは可能か。こういった新しい技術が導入できるとよい。

酒井委員 風力発電設備の施工ガイドラインには非常時に求められる対処が定められていて、『発電設備に異常をきたすような落雷、降水、防風、豪雪の発生が予想される場合、風車の回転を止める等の危険防止措置や事前の点検等を行うように努めること』とあり、そうした設備は設置されるものと考えられる。

平井副会長 こうした部分については、今後方法書以降の手続きでご説明いただけるものと思う。

宮崎委員 風力発電設置に合わせ道路の拡幅等行われると思うが、道路の維持管理、駐車場やトイレの整備など、観光利用も含めた地元地域への還元が行われると良い。

事務局 現時点では配慮書段階で計画熟度が低いため、地域への還元に関しては今後検討するとの回答だった。

平井副会長 今後、計画が進んでいく中で地域からの要望も出てくると思う。今後の協議の中で、地域への還元方法、メリットを提示できるか検討すること。

横田委員 個別事項4(2)について、『風力発電設備の配置等の検討に当たっては～』とあり、これは工事段階を含めてのことと思うが、水質悪化等は工事段階の影響が強く懸念されるため、工事の実施段階についての表現を加えるべき。

加須屋委員 個別事項4(1)について、『地域の専門家』とあるが、昆虫の分野は幅が広く、個々の専門の細分化が進んでいて、実際には昆虫を一括りに全て網羅できる専門家は少ない。一人に聞いても十分な調査にはならないと考えられるため、例えば、『各分野の～』と付け加えていただき、きちんと必要な専門家の指導を仰ぐようにすべき。

平井副会長 意見が出そろったようなので、ウインドパーク天竜風力案件の審議はここまでとす

る。事務局にはここまでの意見を参考に修正案を作成いただき、再度調整を行って決定するものとする。

② (仮称)天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書に関する市長意見(案)について

平井副会長 それでは、次の案件に移る。(仮称)天竜風力発電事業計画段階環境配慮書に関する市長意見(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ≪資料3に基づき説明≫

平井副会長 主に、先ほどの資料2の内容に個別事項5と個別事項6が加筆された内容になっている。これらの部分、あるいはこちらの案件に特有で加筆が必要な事柄があれば意見いただきたい。

横田委員 個別事項3について、さきほどウインドパーク天竜風力への意見では(3)として資材搬入道路の整備に関する指摘があった。こちらの案件についても道路を拡幅する可能性があるのであれば、同じく指摘をしておくべきではないか。

事務局 資材搬入道路の整備については、天竜風力では既設の舗装道路を利用できることに対し、ウインドパーク天竜風力では現段階において搬入路が未定で、今後設計から行うとのことであったため付け加えた。

平井副会長 変更の可能性があるのであれば、何らかの形で意見に載せるべきという意見の委員が多いため、表現を含め検討していただきたい。

宮崎委員 個別事項5について、表題は『景観、人と自然との触れ合いの活動の場』であるが、内容は景観に偏っている。触れ合いの場として、駐車場整備やトイレなど、観光利用に向けた整備などを記載してはどうか。

事務局 『人と自然の触れ合いの場』の考え方として、これには自然観察の場として主要な眺望点も含まれると考えている。

土屋委員 今は、計画地周辺にはこうした設備があるか。

宮崎委員 竜頭山には展望台が整備され、また、野鳥の観察のため駐車場、東屋、ベンチやトイレがある。

土屋委員 竜頭山周辺についてはほとんどが保安林で、事業化に当たっては指定解除等の手続きが必要となるが、ハードルが高く実際に建設できるか分からない。保安林指定の観点で見ると、指定がないのは常光寺山の周辺なので、意見に常光寺山を載せたほうが良い。

谷委員 個別事項2-1、騒音等について、現在稼働中の施設での被害例はあるか。もし実際に被害があれば、より具体的に書く必要があるのではないか。また、意見案には方角や高さについての指摘があるが、事業者はどのような配慮、対応をすればよいのか。

事務局 一般的に、風車からの距離1000メートル前後を境に騒音に関する被害が報告される例が多いようだが、学術的な知見は未だ定まっていない。

対応としては、今後進めていく評価の中で、具体的に配置場所、数、離隔距離や地形

を想定し、現状に対する変化を予想していく。

酒井委員

配慮書段階の意見であることから、具体的に方角、高さ、風況という要素を書くのではなく、まずは「影響を回避・低減するよう配慮する」という表現にしてはどうか。

平井副会長

前回審査会で事業者に質問させていただいたが、現段階では「騒音、超低周波音の影響を把握して、必要に応じて環境保全措置を検討していく」「具体的な措置としては、風車の位置変更や本数減が考えられる」とのことであった。今後方法書、準備書と計画の精度を上げていく中で、検討されるものと思う。

事務局

風力発電に関する騒音、低周波音に関する基準値については、環境省も指針を出しているが、もともと閑静な地域とそうでない地域では条件が異なり、地域に合わせた設定が必要とされている。

横田委員

文章表現についてだが、「考慮すること」「配慮すること」など文末に若干差異がみられるが、個々の表現に意図がないのであれば表現を統一したほうが分かり易い。

加須屋委員

個別事項 4-1 について、こちらが前回審査会で指摘したカケガワオサムシ山住峠亜種を指していると考えてよいか。また、この種については文献調査が難しいと思うので、可能であれば自分が所有する資料を、事務局を通して事業者提供したい。

事務局

両方の事業者に提供することを許可いただけるのであれば、問題ないものとする。データをいただければ、事務局から事業者へ送付する。

木寄委員

人と自然の触れ合いの場について、そうしたものの整備も大事ではあるが、今回の計画地は人が気軽に入って行っても良い場所か。人が多く訪れるようになって、自然環境に負の影響が出るのではないかと懸念がある。

事務局

現状の話になるが、天竜風力案件（天竜川東側）の計画地については、先ほどもあった通り登山道や駐車場、トイレなどが整備されている。市で登山客数等のデータは持っていないが、観光資源としての取り扱いもしているため、整備が即環境によくないということはないのではないかと。他方、ウインドパーク天竜風力案件（天竜川西側）については、今の段階では風車を設置予定の尾根に近い場所には道路がほとんどなく、立ち入る方はほとんど林業関係者に限られるものとみられる。工事に当たって道路整備等を行うことになれば、影響が生じることも考えられる。

今後手続きが進んでいく中で、事業者が地元への還元方法を検討していくが、こういった側面も考慮に入れていただく。

平井副会長

本日のところは意見が出そろったようなので、本案件に関する審議はここまでとする。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、お礼申し上げます。

本日の議事について、何か追加のご意見・ご質問等ある場合は、10月11日（金）までに事務局へ連絡すること。それでは、進行を事務局へお返しする。

5. 閉会

事務局（藤田次長）

本日は、長時間にわたりご審議いただくとともに、貴重なご意見を賜わりお礼申し上げます。以上で本日の環境審議会を終了とする。

